

志摩地方における真珠養殖の発展と地域社会

小川真依

《はじめに》

古来より志摩地方は英虞湾を中心に、天然真珠の産地として有名であった。真珠貝（アコヤガイ）は水温が温暖であること、潮流が穏やかであること、海底の土質、水深などの条件がそろったところで棲息し、英虞湾はその条件を満たしていたのである。真珠貝の他にも様々な魚介の採取が盛んな地域で、古くから海女漁が盛んであった。志摩地域の女性の多くは海女となり、海に出て漁をすることで家を支えてきた。

真珠養殖には母貝の放養や稚貝の育成に適した漁場が欠かせない。その漁場として英虞湾沿岸の村々の地先海面が多く利用されている。

御木本幸吉は真珠養殖事業の企業化を図り、真珠養殖に適した漁場の獲得と事業の拡大を行ない、養殖真珠を世間へと広めた立役者として語り継がれている。御木本は漁場の獲得のために、沿岸の村々に真珠養殖の利益を説いて海面利用を申し入れた。借入れの際、村の性格の違いによる御木本への対応の違いがみられる。志摩地方の村々を「農村的性格」の村と「漁村的性格」の村に区別し、それぞれの御木本との関係を検討し、志摩地方における真珠養殖が発展したことの影響をみていく。

《第一章》 漁場をめぐる御木本と浦村 （参考：史料1～4）

第一節 御木本の真珠養殖事業と漁場の拡大

明治二一（一八八八）年 真珠貝の養殖を試み、稚貝の養殖に成功

二六（一八九三）年 真珠（貝付半円真珠）の養殖に成功

村民を説得し、田徳島（多徳島）を拠点とする

三六（一九〇三）年 鵜方・神明・浜島村の地先海面を借り入れ

三八（一九〇五）年 立神の地先海面を借り入れ

→明治三五年の漁業法施行以降、各地で漁場の借り入れが行なわれた。

※当時の漁業法…定置漁業権・区画漁業権・特別漁業権・専用漁業権にわけられた。真珠養殖業は区画漁業権、真珠母貝採捕は専用漁業権に指定。業者はそれぞれの権利を獲得することで、その事業を営むことを認められた

第二節 農村的性格の村々の対応

当時、海面利用の少なかった鵜方・立神両村は、海面を御木本に貸し付け、区画漁業権は御木本の名で獲得された。その後、御木本の真珠養殖事業の発展に伴い、真珠養殖の利益が明らかになってきたため、契約の満了を機に漁場の権利を獲得するべく、鵜方・立神両村は御木本を相手に対立行動を起こした。

鵜方村では契約満了の大正一二（一九二三）年、区画・専用漁業権の獲得を求めて両免許の申請をするも、御木本も権利の更新を申請したため同一漁場に二つの申請が行なわれたこととなった。知事は鵜方村の申請を却下したが、鵜方村はこの判断に抵抗し、他村への影響を恐れた県は鵜方村の提訴の取り下げと、御木本との妥協を勧告した。この問題は六年間に及び、村内での意見が割れたこともあり、賃料の値上げ等の妥協案での決着となった。

立神村では大正一四（一九二五）年に契約満了を迎え、満期を目前に漁場の権利の獲得を求め、行動を起こすことにした。鵜方村の苦戦を見てきた立神村は、村民の一致団結が必要と考え、集会や演説を繰返して結束を促した。御木本との直接交渉は決裂したため、知事へ免許の申請を行ない、交渉の末に立神村は当初の要求の大半を勝ち取った結果となった。

→両村が御木本と結んでいた契約には、契約満了後も御木本による継続的な養殖区画の使用を認める一文があり、鵜方・立神両村の権利獲得の障害となっていた。

「一、許可年限満期ノ後御木本幸吉又ハ其ノ相続人ニ於テ真珠養殖事業ヲ継続セントスルトキハ本契約同様ノ条件ヲ以テ継続スルコトヲ得ベキモノトス」（和歌森太郎『志摩の民俗』）

→契約内容を知らない村民も多く、契約締結当時の確認が不十分であった。

→御木本を相手に対抗できることを志摩地方に示した。

第三節 漁村的性格の村々の対応

和具村では、明治三六（一九〇三）年には、英虞湾内に御木本の真珠養殖の許可がおりたことに対し、これ以上の拡大を認めないでほしいという陳情書を郡長に宛てて書いている。その理由に、御木本の事業は多くの海女や潜水器を使用して海底を攪乱するため、鰯漁の妨げになることを挙げており、養殖によって漁場を奪われては生活が出来なくなると訴えている。しかし、一転して四四（一九一一）年には、御木本への漁場貸付けの契約書を作成しており、協力的な姿勢がみられる。

また、浜島村でも御木本による漁場借入れの申請の際には、当然、それまでの漁業への影響の心配をする村民による反発があったが、浜島村と御木本との関係は長期にわたって協力的だとされている。

→村民の反対にあったため作られた調停案に「一、海女ハ可成多数養殖場ニ於テ使用致スヘキ事」ともある。

→両村とも、次第に協力的な姿勢がみられるようになる。

→「農村」と比べて漁業への影響が大きかったと推測される「漁村」において、協調面が大きくなっていったのはなぜか。

《第二章》 御木本の真珠養殖の発展とその影響 (参照：史料5～18)

第一節 養殖における海女の必要性

元々海女は真珠貝を採捕してはいたが、真珠自体は滅多に見つかるものではなく、主に食用として採取されており、養殖が始まった当初は食用とするために養殖事業を始めた者もいたようである。海底での作業となる地蒔き式養殖では、海女の存在は不可欠であった。真珠養殖の規定にも海女の賃金、道具、採捕方法などが記載されている。

・海女の真珠養殖に関する主な仕事

⇒母貝の採取、海底（養殖場）の整理、藻やタコ等（真珠貝のを害するもの）の除去

→真珠養殖は志摩の海女にとって、地元に残り、安定した収入を得る手段となったのではないか。

第二節 御木本による雇用と母貝の売買

御木本は真珠貝の採集や漁場の整理を目的として海女を志摩各地から集め、雇用していた。御木本による雇用は志摩の海女の収入を増大させたため、御木本を神のように敬う者もいたのである。大正以降、筏を使った垂下式の養殖方法の研究が進んでからは、母貝を採捕するために海女が潜る必要性が薄れていったが、御木本は真珠採取のためだけでなく、真珠の核入れ作業や販売のための人員として、引き続き雇用が続けられた。

また、真珠母貝の売買の相手としても御木本は大きな存在であった。御木本と各村々との契約には、その村から母貝を購入するという条件が含まれている。この条件は御木本にとっては、養殖のために必要な真珠貝の確保ができる点、村側にとっては現金収入がもたらされる点で両者ともに利点がある条件だと言えるだろう。

→御木本と漁村の関係は、海女の雇用と母貝販売の利害が一致したため協力的であった。

＊海女の雇用と母貝販売のメリット 御木本側：労働力と真珠母貝の確保

村側：現金収入の増加

第三節 御木本と地元真珠養殖業者

御木本は海女の雇用や母貝の購入を条件に、村々と契約を結び漁場を拡大していった。御木本はこれらを手に入れることで、真珠養殖事業の独占を図ったのではないだろうか。しかし、御木本との交渉は時々難航し、利害の一致、不一致によって契約の締結や解消が繰り返された。

- ・越賀村の地先海面借入の失敗
- ・布施田村の真珠貝売買契約の反対
- ・和具村への筏導入の拒否

そのようななか、各村々でも真珠養殖の規則を確立し、他の漁業との折り合いをつけていきながら、真珠養殖業は発展・浸透していった。

《第三章》 村内における真珠養殖業者との利害対立（参照：史料19～20）

第一節 漁業協同組合の分裂

一九四九（昭和二四）年に、和具町漁業組合に属していた間崎区は、真珠養殖経営者を中心に間崎漁業協同組合を設立したが、その二年後、間崎区が共同漁業権を申請したことによって問題が発生した。和具側は間崎漁業協同組合の解散と、昔のように和具と一本になって漁業をしていきたいことを主張し、間崎側は和具と一緒にだと母貝採集でも不利になるなどの理由から、意見が対立し和具と反発することとなった。間崎区の漁民の中でも、間崎漁業協同組合は自己の利益のみを追求をしていると指摘し、不満を露わにする者もいた。和具側、間崎側という立場だけでなく間崎区在住の和具町漁業協同組合の組合員の主張もみることができる。

第二節 新規養殖業者の出現

浜島では、新しい漁業法が成立した一九四九（昭和二四）年、真珠養殖企画者は区画漁業権を持つ漁業組合に筏敷設の許可を得るため申請をした。しかしその申請に同意を与えないまま、一九五〇（昭和二五）年一月に浜島真珠組合として県知事に許可を得て、組合の自営による筏方式での真珠養殖を始めた。このことがきっかけとなり、真珠養殖に必要な区画漁業権をめぐる、従来の漁業組合と真珠養殖企画者が対立するようになった。この対立は六年間続き、その間も日常的に対立がおり、一九五二（昭和二七）年には県から組合と企画者それぞれに養殖許可がおりたが、その配分や、権利などについて紛争を繰返し、実際に真珠養殖にとりかかったのは一九五五（昭和三〇）年からだと言われている。

《おわりに》

志摩地方における真珠養殖の発展の過程において、御木本が事業拡大するなかで志摩の漁場に注目し、多くの海面の借入れを行なったことで、志摩地域に大きな影響を及ぼした。御木本による海面借入れは志摩各地に及び、それぞれの村による反応の違いがみられる。

真珠養殖が志摩地方にもたらした利点は「農村」の場合、海からの利益を見出した点、「漁村」の場合は海女の雇用や母貝販路の確保が出来た点が挙げられる。また、真珠養殖の発展に伴って、数々の利害対立による紛争も発生し、村民にとって真珠養殖の導入は、必ずしも良いことばかりではなかったであろう。ただ、いずれも真珠養殖の発展が志摩地方で起こらなければ、見られなかった変化である。真珠養殖業は明治・大正・昭和期にかけて大きく発展、拡大した産業であり、それを担う村々の就業生活や地域社会における変化も大きかったと考えられる。

【史料1】「東京日々新聞」明治三十八年四月二十一日（真珠博物館蔵）

發明價家苦心譚（四）眞珠素質被着法發明家御木本幸吉君

（略）斯くて明治廿六年十月、君は英慮（虞）灣内神明浦の多徳島をトして養殖場を新設したり現今の養殖場是なり、是より先き場所の選定及之が使用權を得るに就ては君は幾多の困難に遇へり、そは眞珠貝は寒氣に絶れ易き性質を有するを以て冬期は最も温暖なる場所を要し其他潮水の緩急、海底の深淺、土質の硬軟、餌料の有無、採集の難易等いづれも斯業成功の上に大關係あるを以て君は英虞灣内の各島を巡視し遂に多徳島を最も適當の場所と認めたるも、元來此島は神明浦の共有に属し同浦を距る海上一里餘の沖合にあり故に之を一手に借受けんには必らず浦人の承諾を求めざるべからず而して其内情を察するに容易に相談の纏るまじき情態なり、因て君は眞珠養殖の利益が普通漁業に比し一層多く且國家經濟の上にも大影響あるを説き又浦人に交際を求めて深く人心を収めしかば一同も君の誠意を諒として異議なく同島を貸與する事となれり、（略）

【史料2】「三重新聞」大正十二年七月十一日（真珠博物館蔵）

英虞灣の脅威 眞珠王御木本の海面壟斷を懼れて漁業權回収の大騒擾 鵜方は森本確也氏を代表として交渉 漁業法の適用と臨海町村民の脅威 縣は情宜的契約を勧告す

（略）固漁業法は今を去る二十餘年前制定されたが當時より繼續的に漁業權を御木本が保有せる海面も、漸く今年六月末切限りで期限が切れたのである。端しなくも起つた紛擾と謂□□御木本の既得權繼續申請□□に對して行はれたので、折角の海面を所有しながら永久に我々町村の漁業權とならずして横暴なる御木本の壟斷に任ずるは残念なりとして各町村は期限満了の際移して自村に權利を収めんことを圖り地主對小作人に見るが如き稍悪化したる運動方法をもつて御木本眞珠養殖場に折衝が交されてゐるのである。殊に濱島町、鵜方村等は相當眞珠事業に對し理解あり、其有望なる事を知悉せる關係より、自町村の海面を徒らに御木本の有に歸せしむるは遺憾此上なしと、寄り々協議を凝らして對策に没頭し交渉の結果如何に依つては意外の混亂を見るやも圖り難き状態になつてゐる。其他神明、立神、和具、越賀、御座、布施田等の沿岸各村等も從來其村あるひは漁業組合の獲得にかゝる權利を相互契約によつて貸借借をしてゐるが、村民の頑迷に依るか誤解に依るか常に對御木本間は圓滿を欠き波瀾絶えず、最近議會において、漁業法の改正を見んには之又自村保有の權利の動揺が當然脅威さるゝ模様あるより、此際濱島、鵜方等と共に大いに此點につき自村權利の擁護に努め共に海面の專斷者御木本に對し或種の追契約を要すべしなど主張し、意外にも灣内各町村に一齊運動が開始され相な氣勢となつた。然も之等貸借契約は頗る不備にして各村に不利にして御木本に好條件多き缺陷あり、改訂を見ざる間は永久に自村の所有なる海面の實權は御木本によつて左右さるゝの恨みがあるのである。漁業權は同法第十條に「漁業權ハ物權ト見做シ土地ニ關スル規定ニ準用ス」とあるが如く、一種の財産權であつて期限の如何に係はず變動あるべき筈なく永續すべきもので、當局としても特別の事情なき上は之を十分擁護すべきで假に御木本氏が保有する濱島、鵜方等の漁業權の期限満了したと雖も、其權利其町村に歸する性質のものではない。追願申請が行はるれば當然再び□後十年乃至二十年かの繼續が認可されて永久に之を領する町村のものとはならぬのである。故に各村が躍起となつて心外に思ふは無理からぬ事であるし、又これが爲に御木本氏が得る所の利益も莫大である以上は期限満了を機として各村と情宜的報償契約を締結しても良い譯である。縣農商課當局によつてもこの情宜的契約は或程度まで慫慂してゐるし、これなくは如何なる騷擾を來すやも圖り難き氣流みなぎれる以上は御木本氏に對しても相當の諫告をせねばならぬ。こゝに於てまづ鵜方村は協議の結果前三重農工頭取森本確也氏を代表として交渉を開始し、其苦衷を吐露して報償的契約の締結を迫る事にな

つた。かくして其他各村においても同時に同様の感想をもつて御木本氏に交渉が開始さるゝであらうそして年々幾何かの金が収めらるゝであらうと観測されてゐる。兎に角英虞灣を壟斷するパール王御木本氏を中心にして沿岸町村民は一種の勞資争闘に類する氣勢を揚げ白熱的な怨嗟と權利の主張を行つてゐるのである。

【史料3】和具漁協文書（海の博物館蔵）

仮契約證書

和具村漁業組合ノ所有ニ係ル眞珠養殖漁業権一切ヲ御木本幸吉ニ貸付スルニ付仮契約ヲ為スコト左ノ如シ

一、貸付年限ヲ契約成立ノ日ヨリ滿貳拾箇年トス

二、漁業権貸付料ハ金五萬円トス

三、前記ノ漁場ニ現在放養シアル眞珠介代金ヲ金壹萬円トス

四、漁業権貸付料金五萬円ハ左ノ方法ヲ以テ支拂フモノトス

一、金參萬円ハ本契約成立ノ日ヨリ九箇年目ニ支拂フモノトス

一、金貳萬円ハ眞珠養殖区劃漁業権ノ繼續許可ヲ得タル年度ニ於テ支拂フコト

五、前項ノ金額支拂ハ済ニ至ルマテハ老年四朱ノ利息ヲ附シ毎年十一月末日マテニ漁業組合ニ支拂フモノトス

六、漁業権貸付料金皆済ニ至ルマテノ擔保ハ本契約ノ目的物タル漁場一切ノ設備ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

七、放養眞珠介代金壹萬円ハ本契約成立後壹箇月以内ニ漁業組合ニ支拂フモノトス

右各項ノ條件ハ和具村漁業組合臨時總會ノ議決ヲ經テ本契約ヲ締結スヘキモノニ付下名ノ者ハ之力成立ニ関シ誠実ニ尽力スヘキコトヲ証スル為メ茲ニ署名スルモノナリ

明治四十四年十一月十二日 （略）

【史料4】三重県郷土資料刊行会『明治期志摩国資料集』

漁業ニ関スル事項聞取書

一、本村ノ漁業ト認ムル内御木本幸吉出願ノ区画漁場ハ、其ノ幾分ニ当ルヤ

答 内灣ノ専用漁場ノ凡ソ十分ノ四ニ当ル

二、右区画漁業ヲ許可セラル、トハ如何ナル漁獲物ニ影響スルヤ

答 眞珠介 餌鰻 ナマコ 肥料藻 ボラコノシロ 其ノ他雑魚介

三、本村全部ノ漁獲物価格（前記ノ種類ニツイテ）何程ナルヤ

答 眞珠四一七四円 餌鰻一〇二〇〇円

ナマコ一三四二円 肥料藻三〇〇〇円 ボラー一三四円 コノシロ一三〇二円 其ノ

他雑魚介二三五六二円

四、前記ノ漁業ハ区画漁業ノ場所ニ於テ幾割ノ妨害トナルヤ

答 總テ全部ノ妨害トナル

五、区画漁場ニ於ケル漁獲高ハ何程ナルヤ

答 眞珠一六六九円 餌鰻四〇八〇円 ナマコ四九六円 肥料藻四〇八〇円 ボラー四三二五円 コノシロ

四一二円 其ノ他雑魚介四七一二円

六、区画漁場ニ於テ使用スルコト能ハスト認ムル漁具漁法如何

答 コゲタ 手操網 建切網 鰻地曳網 ヒシ突 鰻船曳網

七、餌いなし網代ノ最良場所如何

答 引付湾内及大崎ハナヨリ小家ハナニ至ル内五、六ヶ所ナリ

八、海女婦ノ数何程

答 三四十人ナリ

九、区画漁業ヲ許可セラルレバ漁業ヲ為スコト能ハザル種類真珠採取其ノ他六項ニシテ損

害金高計一万三千二十二円ナリ

右ノ通り相違無之候也

浜島村大字濱島

明治三十六年六月十六日

岩本利吉

谷水惣作

井上勇助

浜口松太郎

県知事宛

【史料5】「人民新聞」明治四十年五月二十日（真珠博物館蔵）

本邦に於ける真珠業

真珠の養殖業は恰も本邦に於ける獨占事業の觀あり随て其生産額の如きは年々三百万圓以上を算し輸出額も亦二百万圓を下らず我水産業中最も有望の事業なるや近來は單に真珠の採取のみを目的とせず食料に供する爲に養殖事業を營むるの追々増加の傾向あり從來真珠貝養成のみを主とし本邦に於ける所謂斯界の大家として多年の經驗と熟練とを以て名を爲し居るは志州英虞灣に一大養殖場を有する御木本氏にして本邦産出真珠の大部分は殆んど同氏の手に於て養殖せるものゝ由なり食料養殖と共に採取事業も年々發達の状態を示し居れば將來は頗る有望なる事業となるべしとの事なり

【史料6】和具漁業組合文書 大正拾五年四月十九日（海の博物館蔵）

和具村漁業組合 真珠放養並ニ採取規程

第一條 全區劃漁場ヲ別紙圖面ノ通分劃シテ甲、乙、丙ノ參區トス

第二條 第壹年ニ於テハ甲ト丙ヲ採取シ翌年ニ於テハ乙ト丙ヲ採取シ順次毎年輪採スルモノトス

第三條 縣令ニテ定メラレタル寸法ニ充タザルモノハ總代會ニ於テ定メタル取揚料ヲ支拂ヒ更ニ左記ノウチ理事ニ於テ適當ト認メタル箇所ニ放養スルモノトス

「オバタ」「タダコ」「トガサキ」「杉谷」「ヤドリ」「ニツ瀬」「廣瀬」「經ヶ浦」「鼻川ノメド」「雜賀ノ東方内浦」「アツキ瀬」

第四條 毎年六月以後（全日和ノ後）組合ハ蛋婦ヲ雇入レ真珠介ノ密集セルモノヲ採取

シ之ヲ前條比較的粗髭ナル箇所ニ放養スルモノトス

第五條 前條ニヨル蛋婦ハ各區ヨリ輪番ニ雇ヒ入ルルモノトス

第六條 前條蛋婦ノ賃金ハ各蛋婦ノ取り揚ゲ貫數ニ準ジテ理事之ヲ定ム

第七條 真珠介採取漁業者ハ漁場ニ繰リ碇「ハイカラ」及之ニ類似ノ器具ヲ携帯スルコトヲ得ズ 但シ漁場ノ

水深ノ關係ニヨリ必要ト認メタル場合ハ理事ニ於テ事前ニ之ガ使用ヲ布告ス

第八條 真珠介採取方法ハ蛋婦ノ裸潜又ハ「挟ミ取り」ニ限ルモノトス

第九條 區劃漁場ニ於テハ「コケタ網」ハ左ノ場所ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得ズ

(イ) 間崎区ニ現存スル真珠番小屋ヨリ見通シ佐右衛門田ニ至ル一帯及ビ高崎ノ川

(ロ) 第參條ニヨル移殖場

但シ理事ニ於テ差支無シト認メタル時ハ此限りニアラズ

第十條 理事ハ必要ニ應ジ放棄並ニ採取ニ関スル方法ヲ定メ共同事業ノ趣意目的ノ達成ヲ

圖ルモノトス

附 則

本規程ハ決議ノ日ヨリ五日ヲ經テ施行ス

【史料7】「報知新聞」明治三十九年九月二十五日 (真珠博物館蔵)

多徳島 (二)

(略) 海女の作業は五月から八月まで貝を入れる時が最も忙しく、恰も早苗時のやうで、平常は植ゑつけた貝を害する海松藻と章魚とを防ぐのが其仕事である。雇はれて居るのは、元來は外海に鮑取を業として居る海女であつて、其海にもぐり入る事幾尋といふ深さの大なるのが其ほこり (略)

【史料8】「神戸又新新聞」明治三十八年十月二日 (真珠博物館蔵)

淡路の眞珠貝採取

淡路福良港湾内に棲息せる縣保護の眞珠貝は同地漁業組合長森新六氏の手にて愈々昨日より採取に着手せる筈なるが普通漁夫の手を入れ難き處は本年特に三重縣より蛸女を雇來つて採取せしむべしと同港大鼻より築城部前までの海底二千坪を區劃し養殖場に充つべく既に其筋の許可を得たりといふ

【史料9】「伊勢新聞」大正十二年六月九日

朝鮮沖に雄飛する志摩の蛸女の群 今年は僅かに四十名

海を陸の如くに生活する志摩の蛸女は志摩沿岸一帯のみならず遠く朝鮮近海にまで雄飛して大いに志摩の蛸女の聲價を揚げて居る (略) 蛸女の出身地は和具、越賀、布施田、安乗、船越の各村であると尚朝鮮近海に出漁し鮑の採捕に従事する蛸は長崎附近五島方面より多数に及んで居るけれども志摩の蛸女は深海方面に於ける採捕を得意として秀でた技術を有して居るので同地方の事業家方面には評判が好いと

【史料10】「伊勢新聞」明治四十四年三月十六日 (真珠博物館蔵)

赤潮被害の惨状 (四)

(略) 此等の海婦は前記の如く眞珠養殖作業の間は、所謂章魚採り海婦となり一年三百六十五日は一日も缺くことなく海中に入り營々其の業を励むにて彼等の日常は一日三十錢より四五十錢迄を得るもの少からず彼等の多くは片田村より雇入るを常とし (略) 此の海婦等に向つて御木本養殖場より仕拂はるゝ金額は驚く勿れ

▲一ヶ年五千圓 と算するなり、然れば同村にては御木本氏を神の如く敬ひ居れるも之が爲なり、殊に同養殖場に於いては最初海婦を雇入るゝには十六七歳の女子を三ヶ年を期して契約し忠實に立働き無事に契約期限を經過し結婚し約成りたるものには奨励の爲の嫁入りの引出物として紋付物一重ねづつを贈る (略)

【史料 11】「新小説 第十二年第十二卷」明治四十年十二月一日 (真珠博物館蔵)

(略) 三十八年の赤潮襲來の時には、其儘棄て置けば何十萬といふ貝は悉皆死んで了ふ事になるので、斯業者に取ては□常な事といはねばならぬ。この非常な事から之を幾分□も救はふとするには、また非常な方法を取らねばならぬ□□當時御木本氏は直ちに蛸女を二百名許りも雇入れて、潜水器をも準備して、蛸女の給金は五割増、それで労働時間は五割減、薪材は三層倍を焚いて遣る、薪材がなけ□ば何處の山でも斫て直段を聞て黙つて二割増に拂つて□れといふ風に命令を下した、(略)

【史料 12】「伊勢新聞」明治四十二年四月二日 (真珠博物館蔵)

真珠養殖被害調査

(略) 現時採貝作業に従事せる海婦は悉く志摩郡片田村より徴集せる強壯気鋭の者なるも水温十度の凍海を潜る事とて一回僅かに十七八分間の作業に堪へ得のみにて其困難實に名状すべからざる次第なるが平素養殖場と海婦間の温情徳義心に訴て赤心作業に精勵しつゝあり海婦の中には他地方へ出働中の者も養殖場の被害を傳聞し其方面の雇を解き自ら來援する者少からず (略)

【史料 13】「經濟新聞」昭和二十八年二月二十五日 (真珠博物館蔵)

感激の海女、北村ろくさん語る

鳥羽に向われた皇太子殿下は真珠島で御木本真珠の顧問上井兼吉氏の御説明で、県下三千名の海女からよりすぐった北村ろくさん(五九)以下三十名の腕利きの海女の真珠母貝採取作業を御興味深く御覧になったが、潜水作業を終えた同日の海女の代表者志摩郡和具町出身北村ろくさんは、□□をしのぐ元気で次のごとく語った私は今年で海女生□入つてから三十年になります。この間一昨年の天皇陛下御□幸の□、多徳島で海女作業を御覧に入れたのをはじめ、貞明皇后、□宮様など皇族方の御前でたびたび作業をして来ましたが、作業中は寒さも感じません、私はまだ風邪一つひいたことがありません

【史料 14】「大阪毎日新聞」昭和七年八月二十七日 (真珠博物館蔵)

貧家庭の娘百人位は引取らうと御木本氏申出

縣下農山漁村の深刻な不況から娘を金に□る傾向となつたに鑑み真珠王御木本幸吉氏は廿六日□□に野島社會課長と會見、困窮せる家庭の婦女十六歳から三十歳まで適當の賃銀により百名内外までは自己經營の眞珠工場に雇入れる旨告げたので同課では社會事業□會や□□ホームとも連絡をとりこれを斡旋することゝした

【史料 15】「伊勢新聞」明治四十年三月十日 (真珠博物館蔵)

本縣知事其他當局者に御頼申上ます私は志摩郡和具村の漁民ですが今回和具村へ眞珠養殖を許可に相成しは如何です□當□村民より村長さんを代表として出願せしは漁業組合へ天然眞珠捕漁を以てせしにこれに反し村長と相談之上十二萬五千圓の株式を許可とは何事ですか當村には五萬圓以上の村借あり且字間崎區とても區借あるのみか貧民計りの間崎區民は株式どころか行末は該島に永住する事八ヶ敷とて老□共に血涙を流し家業も碌々しませんから右株式を破捨にして御木本様の眞珠を賣らして村借を返済させ且亦尚□貧民を御救助あらんことを願上ます・・・和具漁民

【史料16】「大阪毎日新聞」昭和十年六月二日（真珠博物館蔵）

御木本側で眞珠母貝の買占 志摩眞珠養殖業者の打撃

志摩郡における本年度眞珠母貝の相場は最初買一円から一円廿銭の安値であつたが卅一日御木本眞珠場と各漁業組合代表が交渉の結果濱島町本年度採捕母貝七万貫を十万円ですべて買取ること（買一円四十五銭）和具、布施田の採捕の三分の一を買一円五十銭で買取る契約が成立したので灣内約二百の眞珠養殖業者間に非常なショックを與へこの値上りによる影響甚大なりとして御木本側の立□の對策を講ずべく□□してゐる

【史料17】「伊勢新聞」大正十三年十月十六日（真珠博物館蔵）

布施田漁業組合會 喧嘩裡に閉會

志摩郡布施田村漁業組合員總會は十三日午前十時より同村薬師寺に開催し全村民休業し組合長總代全組合員□□□に總代會にて決議した眞珠貝賣買契約に基く事件を附議するや組合長總代會は向ふ十ヶ年春秋二期に採集せる眞珠貝を全部御木本氏に貫當り金二圓にて賣買契約したのを多数組合員は毎年正式に公入札し採集賣買すべしとの意見を提出し互に利害論を闘はし採決に入るや總立の有様にて喧嘩裡に閉會した

【史料18】和具漁業組合文書（海の博物館蔵）

大正十五年十一月廿日

和具村漁業組合

理事 濱口吉五郎（印）

五ヶ所灣

御木本眞珠養殖場

主任 岡田純夫様

□台下

啓上扱、一昨十八日御來訪、御申込になりました眞珠養殖用吊籠の件については、左記の通り御回答申上ます。

左記

(一) 小職の意見としては、吊籠をするための水面使用権は、組合に於て獲得するのが本筋であり、且、當組合享有の専用漁業権の完璧を期する上から觀ましても、組合に於て、是非、之を獲得して置く必要がありますから、今回、貴場から吊籠希望の御申込がありましたのを動機として公有水面使用願書を、その筋へ提出すべく、不日組合總代會、或は總會を召集しようと思ひます。

(二) 吊籠用水面使用場所の選定は、大いに慎重なる調査と、研究と、考慮とを要します。なんとすれば、その為に

第一、組合員の専用漁業権の行使に差支えを生じないか。漁業の妨害をならないか、と言ふ対内的利益関係の立場から。

第二、遠洋漁業船の航行に障害を與へないか。危険を及ぼさないか、と言ふ対外的道義関係の立場から。

右のうち、特に第二の立場からは、極めて綿密なる研究を必要とします。御兼知の通り、英虞灣一帯、別して当組合の享有する専用漁場は、餌鰯供給の本場でありまして、毎年、鯉漁期に入れば、我が三重

縣の志摩、度会、南北牟婁四郡の斯業船は申すに及ばず、遠く、静岡、愛知、和歌山三縣の斯業船も亦、殆んどその大部分が餌料買求めのため、先を争ふてこゝに殺到するのであります。然るに好事魔多しとやら遺憾なことには、当組合の専用漁場には、所在に暗礁が散座してゐまして、餘程この地の地形海面に慣れた船頭と雖、和具浦又は字間寄浦へ入船することは、一通りならぬ困難を感じ、並々ならぬ恐怖と憂慮を抱くのであります。それ故、用心に用心を重ねて梶を取つて来ましても、尚且、座礁、衝突、擦礁の憂き目を見ることの珍らしからぬことは、一般周知のことであります。然るに、此の上、更らに水面上に吊籠用の施設をなすことは、謂はゞ、新に、人為的に、暗礁、孤島を築造することでありますから、若しも、その場所の選定を誤まるならば、それこそ、現在の俛でさへ幾多の遠洋漁業船に対して、一方ならぬ不安恐怖を與へてゐる上に、更らに脅威の種子を蒔くこととなるのであります。萬一、斯の如き結果に陥りますならば、夫こそ、国家産業の上から眺めましても、由々しい大事であります。當組合が最初、區劃漁業権を得ました際、之と同時に、或は遅くれとも、吊籠養殖方法の普及して参りました当時、既にそのための水面使用権を獲て置かなければならないと、十分気付きながら、或時はその必要に迫られながら、今日まで、その運びに至つてゐないのは、一に、この「場所」の選定が至難であるからで御坐います。

いづれ、議決機関に諮問の上は、必ず御参考兼て本回答の補足旁々、その結果を御通知申上ます。敬具。

【史料 19】和具漁協文書（海の博物館蔵）

陳情書

（略）和具町漁業協同組合は間崎区に海女が少い点を考慮して眞珠介採取日には間崎区挾取漁業者にのみ眞珠介放棄漁場の独専開放や一般採集者よりも半時間乃至一時間早く優先的に繰業を與えて来たにも拘らず昨年眞珠介採取に際しては眞珠業者間に配分の公平を期するための當組合の方針を無視し眞珠母介不足のため彼等は勝手に採取自己配分すると言ふ措置を取り漁業秩序を甚しく乱したのであります。間崎漁業協同組合に入した間崎区漁民は當該組合からは何等特定の利益を得て居らず却つて同区漁民間に對し醜惡極まりなき紛糾を招き犬猿相對峙する結果となりました。（略）

私共は過去に於て間崎漁業協同組合と大同団結すべく（略）再三再四両者會合の道を得べく交渉しましたが常に間崎側の一方的拒否により水泡に來してきた次第であります。（略）

昭和二十八年八月十日

和具町漁業協同組合 （略）

【史料 20】「朝日新聞」昭和二十五年五月二十四日（眞珠博物館蔵）

区画漁業権をめぐり紛争 眞珠組合と養殖業者が対立

志摩郡浜島町では新漁業法の区画漁業権をめぐり眞珠組合と個人の養殖業者らが激しく対立している紛争は従来母貝採取のみをやつていた浜島漁協組内の同眞珠組合（ほとんどが個人企業）が一部幹水部の發意で養殖業をやらうと思□立ち、去月中旬養殖上必要な適し面十九万三千二百坪の公有水面用、工作物設置許可を縣から獲得だが、これを知つた地元養殖業者卅四名が猛烈に反対、個人優先許可を踏みにじつたとし縣に對し「われ／＼にも使用許可を認めよ」と強□判した ところが去る六日反対の一部業者が養殖タンポ（いかだ）十四雙を同海面へ浮べた、同組合幹部は「これを引揚げろ」といい、業者は「いや引揚げない」